

下水道整備のための

# 受益者負担金 のしおり

～げすいどうは、あなたの快適な生活と  
美しい自然を結ぶかけ橋です～

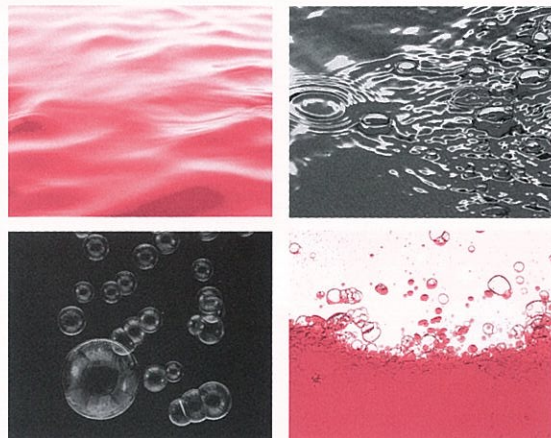


MISAKI CHO

# CONTENTS

も く じ

2	下水道ができると 下水道の建設費用の財源
3	受益者負担金とは 負担金がかかる土地 負担金を納めていただく区域
4	負担金を支払う人は 受益者の申告
5	負担金の額
6	納付方法 一括払いはお得です
7	申告から納付までの手順
8	減免、徴収猶予制度 農地等の賦課保留制度
9	延滞金について 納付管理人・代表者の届、受益者の変更

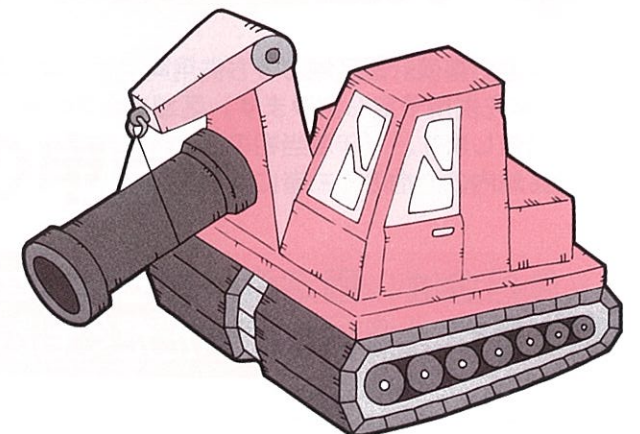


## 下水道ができると



## 下水道の建設費用の財源

下水道事業には、巨額の費用が必要です。  
その事業の財源は、「国・府補助金」「地方債（借入金）」「町一般財源（税収等）」及びこれから説明する「受益者負担金」でまかなわれます。



## 受益者負担金とは

公共下水道が整備された区域は、汚水がすみやかに排除され、さわやかな水洗トイレの使用が可能になり、環境改善がはかられます。

これによって、未整備地区と比べて便利・生、快適性が向上すると共に土地の資産価値も高まります

これらの公共下水道整備に伴う限定された区域の受益に対して、町の公費（税金）だけでまかなうと費用負担の公平さに欠けることになります。そこで、受益者に対して、建設費の一部を負担していただき、下水道事業を、さらに推進していこうという制度が受益者負担金です。

この制度は、都市計画法第75条に基づく『岬町下水道事業受益者負担金条例』によって定められています。

## 負担金がかかる土地

下水道が整備される区域内にある土地の中の道路、河川、公園、水路敷を除く全ての土地が対象となります。

宅地はもちろん公共団体の土地である役場敷地、学校用地、官舎や神社、寺院、工場、倉庫の敷地も含まれ、田、畑、山林、原野等もすべて対象です。

ただし、後で説明しますように各用途によって減免制度や農地、山林、原野には賦課保留制度があります。（P.8～P.9を参照して下さい。）

又、現在の利用状況が空地であるとか駐車場であるとかにも関係なく対象となります。

## 負担金を納めていただく区域

下水道の整備計画区域のうち供用開始が、まもなく始まる（その年度に供用予定及び2～3年先供用予定も含まれます）区域をその年度の「賦課対象区域」として、3月末までに公告します。（年度当初の広報紙等でもお知らせします。）

その区域内の土地の受益者に負担金を納入していただくことになります。

負担金は、固定資産税とは異なり、その土地に対して一度だけ負担していただくものです。

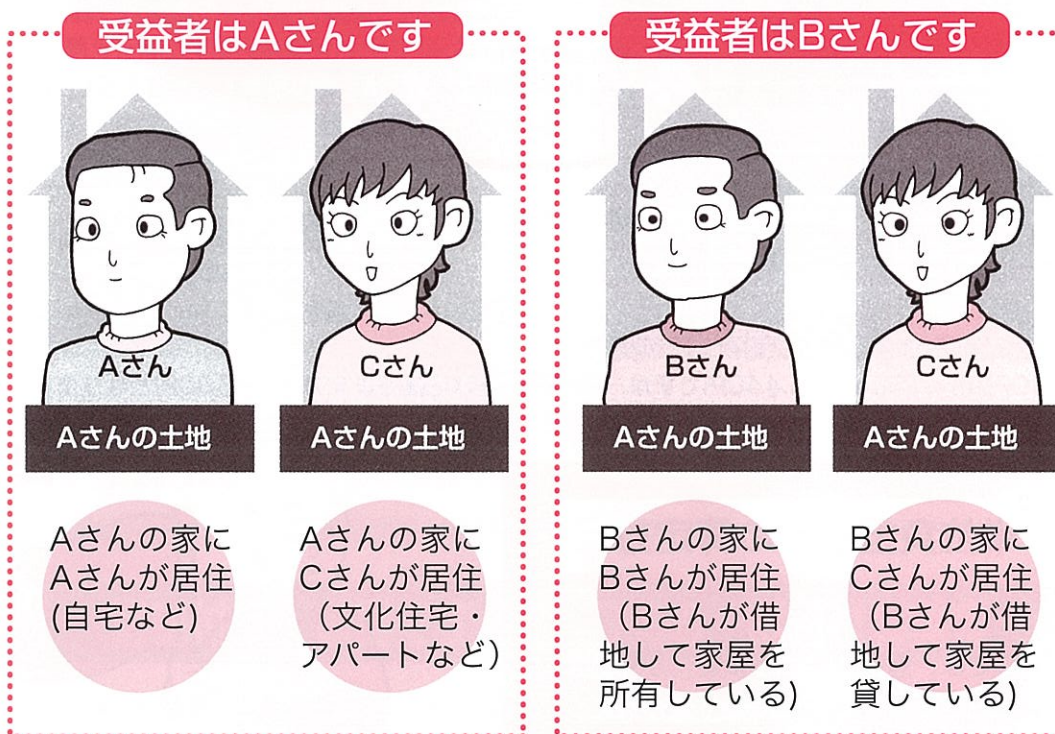
## 負担金を支払う人は

負担金をお支払いいただくのは、下水道整備によって受益を受ける「受益者」の方です。受益者とは、「賦課対象区域」内の土地所有者を指します。

ただし、その土地に長期的な権利（地上権、質権、又は使用貸借もしくは賃貸借による権利）がかかっている場合は、その権利者が受益者です。

いずれにしても、それは双方の話し合いで決めていただき申告していただくことになります。

ただし、借家人は受益者にはなりません。



## 受益者の申告

「賦課対象区域」を公告した後、その区域内の土地の所有者（1月1日現在）に「受益者申告書」を送付します。その申告書に記入押印して提出して下さい。権利者が受益者の場合、土地所有者と権利者の連署押印が必要です。



# 負担金の額

土地の（登記）面積に1平方メートル当りの単位負担金額を乗じて求めた額が負担金額です

1㎡当りの単位負担金は

420円です。

◆この単位負担金額は、4年ごとに見直しされます。

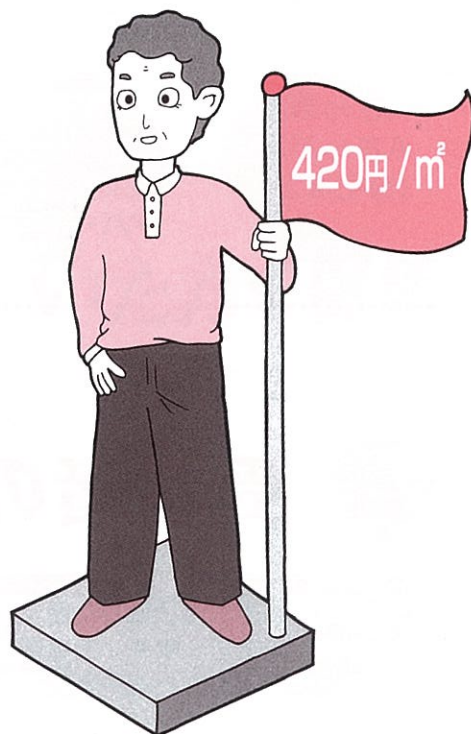
### ●（計算例）

土地の面積が、132㎡（約40坪）の場合  
420円/㎡×132㎡=55,440円ですが、100円未満は切捨てますので55,400円となります。

### 単位負担金額の算定方法

岬町では、道路状況が今後変化が見込まれない区域で、高額な特殊工法がなく、土被りも極端に深くない地区をモデル地区として設定し、その地区の末端管渠事業費（事業費のうち国庫補助対象額を除いた単独事業費）を求め、以下の式で算定しています。

$$\text{単独事業費} \times (\text{負担率}) \frac{1}{5} \div \text{地区面積} = \text{単位負担金額}$$



# 納付方法

負担金を納めていただく方法には、「分割納付」と「一括納付」の2つの方法があり、どちらかを選択できます。

（負担金額55,400円の場合）

### ■分割納付

分割納付とは、3年間にわたって、1年に2回、計6回の納期に分けて納付する方法です。  
納期は、毎年度9月と3月の各1ヶ月間です。  
なお、各納期ごとの納付額は、負担金額を6で割った額ですがその額に100円未満の端数が出たときは、1年目の第1期分に加算します。（ただし、負担金額が8,400円以下の場合、分割納付はできません。）

$$55,400 \text{円} \div 6 = 9,233 \text{円} \rightarrow 9,200 \text{円}$$

（1年目第2期以降の額）  
 $55,400 \text{円} - (9,200 \times 5 \text{回}) = 9,400 \text{円}$   
（1年目第1期の額）

年度	納期	納付額
1年目	第1期(9月)	9,400円
	第2期(3月)	9,200円
2年目	第1期(9月)	9,200円
	第2期(3月)	9,200円
3年目	第1期(9月)	9,200円
	第2期(3月)	9,200円
計		55,400円

### ■一括納付

一括納付とは、負担金の金額を1年目の第1期（9月）に一度に納付する方法です。

一括納付は、お得です。～20%の一括納付報奨金～

一括納付の場合、負担金額の20%に相当する額（20%の額のうち100円未満を切捨てた額）が「一括納付報奨金」として交付されますので、差引きして残り80%相当額を納付すればいいこととなります。（ただし、負担金額が8,400円以下の場合は、適用がありません。）

### ●（実例）

負担金額55,400円の場合  
〔一括納付報奨金〕 $55,400 \text{円} \times 20\% = 11,080 \text{円}$   
ただし、100円未満は切捨てられますので11,000円  
〔実納付額〕 $55,400 \text{円} - 11,000 \text{円} = 44,400 \text{円}$





# 申告から納付までの手順

## 1 その年度の賦課対象区域が広告されます。

年度当初の広報紙でもお知らせします。  
対象区域の詳細は、下水道課までお問い合わせ下さい。



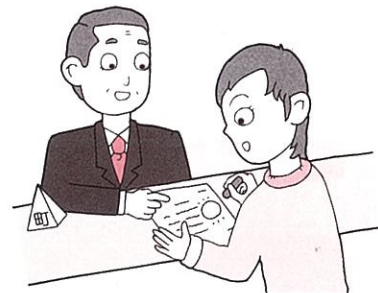
## 2 町から受益者申告書が送付されます。

申告書は、土地所有者に送られます。



## 3 受益者申告書を町に提出して下さい。

土地所有者は、その申告に署名押印して提出して下さい。  
その土地に権利者がおられる場合は、両者で相談されて、受益者を決定して提出して下さい。  
権利者が受益者の場合、土地所有者と権利者両者の連署押印となります。



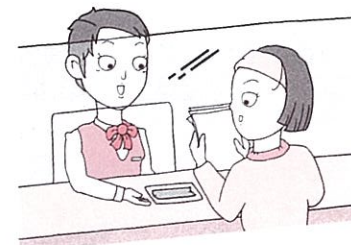
## 4 町から「受益者負担金決定通知書」と「納付書」が送られます。

申告書をもとにして、受益者に送られます。  
申告書が送付されなかった土地について、町の認定によって権利者がいない土地であるとして、受益者=土地所有者として送られます。



## 5 納付書で負担金額を指定された金融機関にお支払い下さい。

受益者の方は、分割納付、一括納付どちらの方法で金融機関等の窓口で納めて下さい。



# 減免、徴収猶予制度

## ■減免

負担金は、公共用地や公用地にも賦課されますが、利用状況等によって、減免の適用が受けられます。  
「減免申請書」を提出して下さい。

種 別	減免率	種 別	減免率
1、道路、河川、水路、下水道敷、公園等の公共用地に予定されている土地	100%	5、事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した者の土地	町が定める率
2、次の公用に供されている(又は予定されている)土地 (1) 公立学校、社会福祉施設、図書館、公民館、体育館、文化センター、町民会館、公営駐車場等 (2) 行政機関(役場、警察署等) (3) 国立病院、有料公務員宿舍	75% 50% 25%	6、その他の状況 (1) 私立学校、私立社会福祉施設 (2) 宗教法人の墓地 境内地 (3) 公道、公有水路に準ずる私道水路敷 (4) 鉄道用地 ア. 踏切 イ. 線路 ウ. 上記以外 (5) 消防用施設 (6) 自治区集会所 (7) 自治区公園 (8) 農業用水路・溜池 (9) その他必要と認めたる者	75% 100% 50% 100% 100% 75% 25% 100% 75% 100% 100% 町が定める率
3、国又は地方公共団体の企業の土地(水道局等)	25%		
4、生活保護世帯 その他これに準ずる世帯	100% 町が定める率		

(減免基準表抜粋)

## ■徴収猶予

◎賦課された土地の上の建物が、災害によって大きな被害を受けた場合や盗難、長期療養(入院)その他の事由で納付が困難になった場合、納付を一定期間猶予することができます。  
「徴収猶予申請書」を提出して下さい。



## 農地等の賦課保留制度

- 所有権等をめぐって係争中の土地
- 現に耕作されている農地（ただし、転用許可を受けている土地は除く）
- 現況が山林、原野の土地（ただし、登記が宅地の場合は除く）については、申請によって賦課を保留することができます。

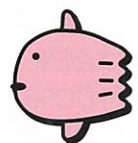
例えば農地の場合は、耕作をやめる時点まで賦課を保留し、その時点の単位負担金額によって算定された額で賦課一納付することができます。

保留申請するか否かは受益者の選択です。決定は申請に基づく審査によっておこなわれます。



## 延滞金について

負担金が、納付期限までに納付されなかった場合、遅れた日数に応じて年14.5%の割合で延滞金が加算されます。



## 納付管理人・代表者の届・受益者の変更

受益者は、町内に住所及び事務所がない時の事務処理代理人として「納付管理人」を、受益者が複数(共有地の場合)の時の事務処理「代表者」をそれぞれ定めることができます。「納付管理人届」又は「代表者届」を提出して下さい。

### ■受益者等の住所、氏名の変更

受益者、納付管理人又は代表者が住所、氏名を変更する場合、速やかに「受益者住所等変更届」を提出して下さい。

### ■受益者の変更

負担金は分割納付の場合、3年間に納付がまたがります。その期間内に売買、相続等によって受益地の権利が異動し、受益者が変わった場合、「受益者異動届」を新旧受益者署名の上提出して下さい。

届出のあった日以降の納期分から新受益者が納付することになります。

異動の事実があっても届出がない場合は、引き続き当初の受益者が負担金納付の義務を負うこととなりますのでご注意ください。

